

事業報告書				
医療法人整理番号		28033		
報告期間		自 令和7年4月1日		
		至 令和8年3月31日		
1 事業報告書の概要				
(1)	名称	医療法人公仁会		分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。） 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
	分類①	社団（出資持分なし）		
	分類②	特定医療法人		
	分類③	基金制度不採用		
(2)	事務所の所在地	兵庫県		
	都道府県	兵庫県		
	市区町村	明石市		
	町名・番地	魚住町清水字帝釈山1871番地の3		
	建物名			
		従たる事務所の記載はこちら		
(3)	設立認可年月日	昭和35年12月26日		
(4)	設立登記年月日	昭和35年12月28日		
(5)	理事長の氏名	小澤		
	姓	一之		
	名	21		
	役員及び評議員の人数	21		
	役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要				
(1-1)	本来業務（病院、診療所）	記載はこちら		(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
(1-2)	本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら		
(2)	附帯業務	記載はこちら		
(3)	収益業務	記載はこちら		
(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら		
(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら		(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら		
(7)	当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら		
(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら		全ての指定内容について記載しても差し支えない。
(9)	その他	記載はこちら		当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

事業報告書				
1-(2) 従たる事務所の所在地				
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名	

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	小澤	一之	明石仁十病院 医師 (管理者)
理事	伊賀	誠	明石仁十病院 医師 (副院長)
理事	戸田	省吾	有識者 (企業経営者)
理事	大西	淳二	有識者 (弁護士)
理事	戸田	淳也	有識者 (企業役員)
理事	三井	俊博	みんなのクリニック 明石 院長 (管理者)
監事	大塚	祐介	有識者 (公認会計士)
監事	木村	仁	有識者 (保険会社社員)
評議員	吉岡	泰毅	有識者 (医師会事務局長)
評議員	榎本	達夫	有識者 (元 企業役員)
評議員	岸上	龍平	有識者 (元 大学教授)
評議員	堀内	正次	医療を受ける者
評議員	木下	裕光	有識者 (医師)
評議員	永井	正人	医療を受ける者
評議員	小澤	佑二	有識者 (企業経営者)
評議員	沖波	志穂	有識者 (看護師)
評議員	山田	洋正	有識者 (歯科医師)
評議員	松田	宣子	有識者 (大学教授)
評議員	稲田	優	有識者 (弁護士)
評議員	柏木	延浩	有識者 (企業経営者)
評議員	橋本	浩司	医療を受ける者

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の

1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考

医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

事業報告書											
2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	明石仁十病院		2812001317	兵庫県明石市魚住町清水字菰山1871番地の3	49	100	0	0	0	0	0
診療所	みんなのクリニック明石		2812007686	兵庫県明石市魚住町清水字洲代1620番地の1							

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書					
2-(1) 本事業務 (介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)					
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員 通所定員

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書				
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）				
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考	
明石仁十病院居宅介護支援センター		兵庫県明石市魚住町清水字帝釈山1871番地の3		
明石仁十病院ホームヘルプステーション		兵庫県明石市魚住町清水字帝沖代1628番地1	障害者自立支援法にいう居宅サービス事業	
サービス付高齢者向け賃貸住宅清水の家・仁十		兵庫県明石市魚住町清水字帝沖代1628番地1		
明石仁十病院訪問看護ステーション		兵庫県明石市魚住町清水字帝釈山1871番地の3		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

事業報告書		
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		
日付	議決又は同意した事項	
令和7年5月31日	2024年度決算報告	
令和7年5月31日	2025年度経営方針	
令和7年5月31日	就業規則等の制度改定	
令和8年3月28日	翌年度の事業計画及び収支予算の決定	
令和8年3月28日	翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	
令和8年3月28日	期末賞与および定期昇給の決定	
令和8年3月28日	国道2号線沿いの土地の借地契約	

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないと。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するため必要がある理由				
医療機関債名		発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）

注)

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するため必要がある理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		
日付		開設（許可を含む）した主要な施設

2-(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

法人名 医療法人公仁会
所在地 兵庫県明石市魚住町清水字帝釈山1871番地の3

※医療法人整理番号 28033

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	932,300	I 流動負債	197,109
現金及び預金	554,932	支払手形	
事業未収金	353,145	買掛金	14,656
有価証券		短期借入金	0
たな卸資産	18,723	未払金	28,411
前渡金		未払費用	91,627
前払費用	1,067	未払法人税等	28,531
その他の流動資産	4,433	未払消費税等	2,687
		前受金	6,238
		預り金	24,871
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	88
II 固定資産	2,333,656	II 固定負債	1,905,031
1 有形固定資産	2,141,592	医療機関債	
建物	1,068,402	長期借入金	1,274,273
構築物	25,396	退職給付引当金	200,162
医療用器械備品	41,628	その他引当金	430,096
その他の器械備品	46,026	長期未払金	500
車両及び船舶	11,856		
土地	766,216		
建設仮勘定			
その他の有形固定資産	182,068		
		負債合計	2,102,140
		純資産の部	
2 無形固定資産	14,051	科目	金額
借地権		I 基金	
ソフトウェア	13,167	II 積立金	1,163,816
その他の無形固定資産	884	代替基金	
3 その他の資産	178,013	繰越利益積立金	1,163,816
有価証券		その他積立金	
長期貸付金			
保有医療機関債			
その他長期貸付金			
役員等長期貸付金			
長期前払費用	1,427	III 評価・換算差額等	
繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産	176,586	繰延ヘッジ損益	
資産合計	3,265,956	純資産合計	1,163,816
		負債・純資産合計	3,265,956

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人公仁会
所在地 兵庫県明石市魚住町清水字常磐山11871番地03

医療法人整理番号 28033

損 益 計 算 書
自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			1,949,686
2 事業費用			
(1) 事業費	1,583,521		
(2) 本部費	227,484		1,811,005
本来業務事業利益			138,681
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			246,346
2 事業費用			214,301
附帯業務事業利益			32,045
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
収益業務事業利益			0
事業利益			170,726
II 事業外収益			
受取利息	581		
その他の事業外収益	10,205		10,786
III 事業外費用			
支払利息	12,484		
その他の事業外費用	93,442		105,926
経常利益			75,586
IV 特別利益			
固定資産売却益	465		
その他の特別利益			465
V 特別損失			
固定資産売却損			
その他の特別損失	545		545
税引前当期純利益			75,506
法人税・住民税及び事業税	39,149		
法人税等調整額			39,149
当期純利益			36,357

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 特定医療法人 公仁会
所在地 兵庫県明石市魚住町清水字帝釈山1871番地の3

※医療法人整理番号 2 8 0 3 3

財 産 目 録
(令和8年3月31日現在)

1. 資 産 額	3,265,956 千円
2. 負 債 額	2,102,140 千円
3. 純 資 産 額	1,163,816 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	932,300
B 固 定 資 産	2,333,656
C 資 産 合 計 (A+B)	3,265,956
D 負 債 合 計	2,102,140
E 純 資 産 (C-D)	1,163,816

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。
千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 特定医療法人 公仁会
所在地 兵庫県明石市魚住町清水字帝釈山1871番地の3

※医療法人整理番号 2 8 0 3 3

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業の内容	関係事業者と の関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	取引の内容	関係事業者と の関係	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注)

- 1 関係事業者ごとに記載すること。
- 2 種類は医療法施行規則第32条の6に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。
- 3 近親者である場合には続柄を記載する。
- 4 次で定める取引については上記の注記を要しない。
 - イ 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引。
 - ロ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い
- 5 該当する取引がない場合には「該当なし」と記載する。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 公 仁 会
理 事 長 小澤 一之 殿

私たちは、医療法人公仁会の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和8年5月16日

医療法人公仁会

監事 大塚 祐介 ㊞

監事 木村 仁 ㊞